

公益財団法人三井物産貿易奨励会
外国人留学生に対する奨学金の支給対象者 募集要項

公益財団法人三井物産貿易奨励会は、定款第4条第1号に定める「外国人留学生に対する奨学金の支給事業」の対象者（平成25年度分）を次のとおり募集します。

対象大学	東京大学
募集人数	1名（平成25年度募集分）
支給期間	最長2年間とする。ただし奨学金支給申込時の大学に在学していることを条件とする。（ただし、当会が特別な事情があるとして認めた場合を除く。）
支給額	月額10万円とする。当会の判断により、留学生支援金（連絡交通費 月額1,400円）を別途支給する。
選定方法	大学が行う学内公募により当会選定基準を満たすものとして選考され当会に申請のあった者のうち、奨学金等選定委員の審査（書類審査及び面接）により適格と認められた者を理事会の承認を経て決定する。

1. 応募資格

日本以外の国籍を有し、外国人留学生に広く門戸を開いて受け入れている日本の大学に在籍して貿易及び国際経済の研究を行う外国人留学生（学部又は修士、博士課程の在籍者）のうち有為かつ成績優秀者で奨学金の支給を必要とする者とする。

2. 奨学金支給の申込に必要な書類

大学は、学内公募を経て選考した奨学金支給申請者に関する次の書類を当会に郵送して申し込むものとする。（平成25年2月14日必着）

イ. 申込書（当会フォーム 写真－上半身 5X3.5cm 2枚添付）

ロ. 学業成績書

ハ. 大学の推薦状（本人の学業、人物、将来性についての所見を記した指導教官の親展書）

ニ. 履歴書及び身上書

ホ. 健康診断書

ヘ. 小論文（指定様式）

3. 注意事項

宿泊施設提供期間中、毎月一回当会事務所を訪問し修学状況を報告し、年一回学業報告書を提出するものとする。病気その他の事由により修学を継続する見込みのない場合、学業成績不良、素行不良等の場合には、奨学金の支給（留学生支援金を含む）を停止することがある。

以上